# 検疫所長等服制 （昭和二十七年厚生省令第四十四号）

検疫所長、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫官の服制は、別表に定めるところによる。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

検疫所職員服制の暫定措置に関する省令（昭和二十六年省令第五十一号）は、廃止する。

# 附則（昭和三一年六月二二日厚生省令第二一号）

##### １

この省令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

# 附則（昭和三四年九月九日厚生省令第二七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年一二月二八日厚生省令第五四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

検疫所長、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫官は、この省令による改正後の検疫所長等服制の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の制服を用いることができる。

# 附則（昭和五四年四月四日厚生省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年一〇月一日厚生省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年八月二日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年三月二二日厚生労働省令第二九号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月二五日厚生労働省令第一六六号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

* 一  
  この制服は、通常礼服に代用することができる。  
  この場合は、白色の手袋を使用するものとする。
* 二  
  ワイシヤツは、白色とし、ネクタイは、銀色、灰色及びクリーム色のストライプ柄とする。
* 三  
  くつは、黒色の短ぐつとする。
* 四  
  特別の必要があるときは、厚生労働大臣は、この省令に定める服制中地質及び附属品の材料について、臨時特例を定めることができる。
* 五  
  土地の状況又は勤務の性質によつて必要があるときは、別に定めるところにより、特殊の帽、予防衣、診察衣、看護衣、防寒服、防水服、防毒服又は作業服を使用することができる。
* 六  
  夏服を使用する期間は、六月一日から九月三十日までとする。  
  但し、検疫所長は、土地の気候によつて、その期間の変更を要すると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、これを変更することができる。